

公立大学法人会津大学寄附金取扱規程

(平成21年2月18日規程第5号)

改正 平成22年8月3日規程第18号

改正 2024年1月30日規程第31号

改正 2024年10月24日規程第19号

(趣 旨)

第1条 この規程は、会津大学奨学寄附金取扱規程第2条及び会津大学短期大学部奨学寄附金取扱規程第2条により定められた奨学寄附金以外の公立大学法人会津大学の業務の実施を財政的に支援する目的で寄附される現金（以下「寄附金」という。）の取扱い等に関して必要な事項を定めるものとする。

(受入の制限等)

第2条 次の各号のいずれかに該当する場合には寄附金を受け入れることができないものとする。

- 一 寄附金を受け入れることにより、著しい経費の負担を伴う場合
- 二 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲与することを条件とした寄附申込みの場合
- 三 寄附申込み後に寄附者の意志により、寄附金の全部または一部を取り消すことができることを条件とした寄附申込みの場合
- 四 寄附金の使用結果について、寄附者がその開示を求めることができることを条件とした寄附申込みの場合
- 五 その他理事長が特に支障があると認める場合

(寄附の申込)

第3条 寄附者は、寄附申込書（様式第1号）を事務局長を経由して理事長に提出するものとする。ただし、電子的な方法により、あらかじめ法人が提示した寄附目的を選択し、寄附を申し込む場合（以下「電子的な方法により寄附を申し込む場合」という。）は、寄附申込書の提出を省略することができる。

- 2 事務局長は、寄附者から申込書の提出があった場合は、審査を行い、その結果を理事長に報告するものとする。
- 3 前二項の規定にかかわらず、遺贈による寄附の受入れについては、公立大学法人会津大学遺贈取扱要領において、別に定める。

(寄附受け入れの決定)

第4条 寄附金の受け入れは、理事長がこれを決定するものとする。

(寄附受け入れ可否の通知)

第5条 理事長は、寄附金の受け入れを決定した場合は、寄附申込承諾書（様式第2号）により当該寄附申込者に通知するものとする。ただし、理事長が別に定める場合については、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、電子的な方法により寄附を申し込む場合は、寄附申込承諾書の通知を省略することができる。

3 理事長は、寄附金を受け入れしないことを決定した場合は、その旨を文書で当該寄附申込者に通知するものとする。

(領収書の送付)

第6条 前条第1項により寄附金を受領したときは、寄附者に対し速やかに領収書（様式第3号）を送付するものとする。

(使途の特定)

第7条 寄附金に使途が定められた場合には、その使途に従って使用するものとする。

2 前項にかかわらず、理事長が、寄附目的が達せられたと判断した場合は、寄附金の残額を他の使途に使用することができるものとする。

(補 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、寄附金の取扱い等に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年2月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年8月3日から施行する。

附 則

この規程は、2024年1月30日から施行する。

附 則

この規程は、2024年10月24日から施行する。

寄 附 申 込 書

年 月 日

公立大学法人会津大学 理事長 様

申込者

公立大学法人会津大学寄附金取扱規程に基づき、下記のとおり寄附を申し込みます。

記

- 1 寄附の金額 円
- 2 寄附の目的及び条件
- 3 寄附金の使途
- 4 連絡先電話番号及び氏名
- 5 ホームページでの氏名等の公表について(※)
 氏名等の公表を希望しない。
- 6 その他

※ 原則として、ウェブサイト等で、氏名等を公表させていただきますが、希望されない場合はをお願いします。なお、個人の方は氏名、法人の方は法人名を公表させていただきます。

寄 附 申 込 承 諾 書

年 月 日

様

公立大学法人会津大学 理事長

年 月 日付けでお申し込みのありました寄附については、受け入れさせていただくことになりましたので通知申し上げます。

つきましては、下記によりお手続きをいただきますようよろしくお願いいたします。

記

寄 附 の 内 容	寄附金〇〇〇円
手 続 き 目 安 日	年 月 日 ※事務手続き上の目安ですので、この日までにお手続きいただければ幸いです。
振 込 口 座	東邦銀行 会津支店 普通預金 口座番号〇〇〇〇〇〇〇〇 コウリツダイガクハウジン アイヅダイガク
そ の 他	

寄 附 金 領 収 書

年 月 日

様

公立大学法人会津大学 理事長

下記のとおり寄附金を受領しました。

なお、下記の金額は、所得税法第78条第2項第3号及び法人税法第37条第4項に該当するものです。

記

寄附金額 _____ 円

- (注) 1. この寄附金は、所得税法上の寄附金控除の対象となる特定寄附金または法人税法上、特定公益増進法人に対する寄附金となります。
2. 上記の措置を受けるために、確定申告に際してこの領収書が必要となりますので、大切に保管してください。